

○ 室蘭市火災予防条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の主要構造部に係る防火規制が合理化されたため、規定の整備を行うもの

2. 条例改正の概要

法改正により、防火上及び避難上支障のない部分以外の主要構造部が「特定主要構造部」と定義された。

これに伴い、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準（以下「消防用設備等の技術基準」という。）の一部を緩和する規定を設けているが、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する必要があることから、火災予防条例の上乗せ基準（避難器具の設置基準）について、建築物全体の主要構造部ではなく、特定主要構造部で判断するよう、規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。